

## 施策 2 次代を担う子どもたちをはぐくむ ～青少年が夢と希望を持って健やかに成長していける社会の実現を目指す～

### 基本施策 2-1 豊かな人間性と生きる力の育成

#### 1 概要

○豊かな個性と自立・協調の精神を育てるため、**地域ぐるみで青少年の健全育成を推進**するとともに、青少年が宿泊しながら、様々な体験活動を行う場である「**千葉市少年自然の家**」の活用を図ります。

#### 2 成果指標

##### (1)地域での活動や学習の機会を拡充する

各年代の青少年のニーズに対応した魅力ある地域活動を推進し、地域での活動や学習の機会を拡充します。

##### (2)青少年の生活習慣の向上を目指す

朝食や睡眠・起床といった生活リズムがもたらす心身の健やかな成長の基本となる生活習慣の重要性を再認識し、家族全員が生活習慣の向上に取り組めるよう、学習機会や情報提供を行います。

##### (3)青少年の規範意識を高める

いじめや暴力などの人権侵害や、日常生活の場でのルールを守ることについて、青少年が自ら考え、規範意識を身につけるよう、啓発活動を行います。

項目	19年度	20年度	21年度	目標値
地域活動に参加した子どもの数	83,492	91,054	92,610	90,000 (25年度)
基本的な生活習慣を身につけている青少年の割合	80%	—	85%	85% (22年度)
規範意識を持って行動している青少年の割合	94%	—	96%	95% (22年度)
主な事業	○青少年ふれあいセミナー 小学生を対象に、体験活動を通じて、青少年の自主性・自律性を育成し、仲間とのつながりの大切さを実感させることを目的に、千葉青年会議所との共催事業として実施します。 ○青少年育成委員会活動事業 市内中学校区青少年育成委員会に対して補助。各中学校単位で、溜まり場や危険個所の点検等のほか、レクリエーションや、スポーツ活動、研修会等を開催します。			

3 平成 21 年度の評価及び今後の課題に対する対応方針

(1) 青少年育成委員会等

- 少子化、核家族化、情報化等が進行する中、「**青少年育成委員**」や「**青少年相談員**」等の**ボランティアが中心となった地域活動を支援**し、青少年の健全育成を推進することにより、対象とする青少年に、「**自立・責任・寛容**」等の**人間性や社会性の涵養**を図りたい。
- 21 年度はインフルエンザの影響による減少も考えられたが、**地域活動に参加した子ども数が増えている**ことから、**育成委員会をはじめとする地域活動は着実に定着**している。
- 効率的な事務処理を図り、中学校内に設置されている事務局の負担軽減に努める。

(2) 南部青少年センター等における事業

- 「**南部青少年センター**」や「**千葉市少年自然の家**」の主催事業において、**青少年向け各種セミナーや研修会**を実施した。参加者も年々増加し、参加した青少年から好評を得ている。
- 南部青少年センター**では、**青少年の教養の向上を目的とした各種講座を企画・実施**しており、参加者のアンケートからも異年齢の交流や仲間づくりの場となっていることが検証され、青少年健全育成の一助となる事業として成果があった。
- 「**千葉市少年自然の家**」管理運営事業については、PFI 事業<sup>1</sup>として実施している。市の要求水準の維持のため、引き続き効果的な**現地モニタリング及び学校を含む利用者へのアンケート調査**を実施していく。
- 青少年対象の講座について、青少年のニーズを把握し、広報活動の方法について検討し、より多くの人に周知していきたい。

\*\*\*\*\*

基本施策 2-2 青少年の非行防止

1 概要

- 青少年の非行防止と健全育成**を目的に、補導員や学校、警察、関係機関・団体と連携して、**補導・相談活動、環境浄化活動、広報・啓発活動**を行います。

2 成果指標

(1) 非行防止活動を推進する

青少年の非行につながる行為を早期に防ぐため、千葉市青少年補導員や千葉県警察少年センター等との合同による街頭補導を実施するとともに、青少年の問題に悩む市民の相談に応じる活動を通じて非行防止活動を推進します。

(2) 地域の青少年育成団体等と協働して、環境浄化活動を実施する

性的・暴力的な凶書や広告物等、青少年にとって有害な環境の実態を十分に把握し、

<sup>1</sup> 公共施設等の設計・建設・維持管理・運営の全部または一部を民間の資金、経営能力及び技術的能力等を活用して行う事業手法。

青少年が日常的に触れる場・機会を減らすよう、大人への理解を広げ、地域と家庭・学校、警察等と連携して青少年を守る体制を作ります。

項目	19年度	20年度	21年度	目標値
市内の青少年補導数	2,419	3,467	2,612	—
主な事業	<p>○補導活動事業 青少年補導センター所員、教育委員会が委嘱する青少年補導員、中学校、高等学校生徒指導担当者等の補導員により、毎月12回、補導活動を実施します。</p> <p>○青少年サポート事業 補導センター5室に、サポート担当者1名（計5人）配置し、不登校・学校不適応等の生徒を受け入れ、学習指導や生活指導を実施します。</p>			

### 3 平成21年度の評価及び今後の課題に対する対応方針

#### (1) 補導

○20年度は実施回数が1,198回であったのに対し、21年度は1,302回と**104回増やし、不良行為の予防に努めたことにより補導少年数も3,467人から2,612人と減らすことができた。**

○青少年が街頭に出現しやすい薄暮の時間帯による補導の実施及び、千葉県警察少年センターと連携した補導を今後も重視し、**街頭補導の実施回数を維持**していく。

○毎月予定する街頭補導への出務要請に応じた**青少年補導員の参加率**が高まるように、補導員関係会議等において協力を依頼していく。

#### (2) 青少年へのサポート事業

○**21事案**（中学生女子6人・中学生男子8人・小学生女子4人・小学生男子2人、無職少年1人）に取り組んだ。

○**電話相談の件数**は、**104件**と20年度（135件）より31件減っている。

○「青少年補導センター」から「青少年サポートセンター」への名称変更に伴い、**非行のみならず青少年が抱える各種の問題に応じる事業**であることを理解してもらうために、リーフレットの配布や市政だより、ホームページを通じて広報・啓発を進めていく。